

令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算実績報告書の
作成に当たっての留意点について

○別紙様式3-2「処遇改善支援補助金による賃金改善の総額」の記載について

- ・処遇改善支援補助金の補助金額を記載する欄ではございません。
- ・**処遇改善支援補助金に伴い実施した賃金改善による支給金額**（※1, 2）を記載する欄となります。

※1 処遇改善加算の賃金改善実施期間を「令和3年4月～令和4年3月」に設定されている場合には、令和4年2月及び3月に支給した支援補助金の金額を記載してください。

※2 処遇改善加算又は特定処遇改善加算に伴い実施した賃金改善額を算定する上で、賃金の総額の中に、「処遇改善支援補助金に伴い実施した賃金改善（令和4年2月及び3月分）」が含まれることとなるため、記載欄を設けられております。

（処遇改善支援補助金の実績報告について）

本実績報告とは別に8か月分の支援補助金（令和4年2月分～令和4年9月分）による改善の実績報告していただくこととなります。対象者には、別途案内いたします（令和5年1月末〆切）。

○別紙様式3-1「前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】」、前年度の平均賃金額（月額）【基準額3】を計画書に記載した金額から変更する場合について

介護保険最新情報 Vol. 993 の問1として記載がありますが、基準額に変更が生じる場合は、実績報告書別紙様式3-1の「⑥その他」に、変更前後の基準額と合理的な理由を説明してください。

○別紙様式3-2各コメントボックスの「（4月～3月）の実績を記載」の表記について

- ・本年度の加算総額は国保連からの加算総額のお知らせ「5月審査分～翌年4月審査分」までを集計してください。
- ・本年度の賃金の総額や常勤換算数は法人が設定した賃金改善改善実施期間で集計してください。